



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

- *6 和歌山県水産業普及指導員室設置規則の一部を改正する規則 (水産振興課)
- *7 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (管理整備課)

規 則

和歌山県規則第6号

和歌山県水産業普及指導員室設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月1日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県水産業普及指導員室設置規則の一部を改正する規則

和歌山県水産業普及指導員室設置規則（平成17年和歌山県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条の表西牟婁地区水産業普及指導員室の項中「、日置川町」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第7号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月1日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則（昭和32年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山下津港の部下津港区の款築地物揚場の項中「海草郡下津町脇浜」を「海南市下津町脇浜」に改め、同款新田桟橋の項中「海草郡下津町外瀬」を「海南市下津町外瀬」に改め、同款新田物揚場の項中「海草郡下津町新田」を「海南市下津町新田」に改め、同表日置港の部中「西牟婁郡日置川町日置」を「西牟婁郡白浜町日置」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。